

令和4年度 臨時教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和5年2月21日（火） 16時00分
 - 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
 - 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）川原悟
（教育委員）長下亜希 （教育委員）橋本茂子
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）遠岳祐二
 - 欠席者：無し
 - 教育長挨拶
 - 議題
- (1) 議事録の承認について

(2) 議案審議

- 議案第16号 令和5年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申について
議案第17号 東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部改正について

(3) 協議事項

- ① 令和5年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会「理事」の選出について
- ② 令和5年度県市町村教育委員会合同研修会の分科会テーマに関する調査について

(4) 報告事項

- ① 病気休職中の職員に対する「試し出勤」の承認について

(5) その他

- ・小学校卒業式への教育委員の出席について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 16時00分

教育長挨拶

臨時教育委員会への出席のお礼と、今回の議案とする来年度の教職員人事異動に関わる異動案に関しての長崎県教育委員会からの説明及び報告内容などを交えて挨拶が行われた。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

先に送付していた第10回定例教育委員会の議事録の内容確認について、記載の日程に誤りがあるとの指摘が川原委員からあったことを報告し、誤記載の部分の修正を説明し、訂正を行った。

その他には、意見や修正等は無く、先の修正した内容をもって承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

原案とおり承認する。

（2）議案審議

議案第16号 令和5年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申について

教育長

審議の前にお諮りします。議案第16号は人事案件でありますので、会議を非公開とし、議事録に詳細を記載することを省略したいと考えますが、ご異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

議事録の省略について、「異議無し」と了承を頂きましたので、詳細な記載を省略することと致します。

これから、議案の審議を行います。

議案第16号 令和5年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（説明内容については記載を省略。）

教育長

これから質疑を行います。

（教育委員からの質疑内容は省略。）

教育長

他に、質疑がございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

以上で「質疑無し」と認めます。

それでは、これから議案第16号 令和5年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

議案第16号 令和5年度東彼杵町立小・中学校人事異動の内申については、原案のとおり承認することに決定します。

議案第17号 東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部改正について

教育長

次に、議案第17号 東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部改正について を議題とし、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第17号 東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部改正について説明を行います。

東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則、平成13年教育委員会規則第2号の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、教育センター分室の利用状況に鑑み、その利用実態に即した施設の運用を図るため、当該施設の開館時間の変更について、本規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

(議案資料の新旧対照表をもとに改正点を説明する。)

説明は以上です。宜しく申し上げます。

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

図書室と教育センター分室を午後7時半に閉めて、その後に中学校に行かれて中

学校を閉められるということになるのですか。

教育次長

はい、そうなります。

山口委員

中学校の施錠業務としては、午後7時半から8時ぐらいまでの管理業務になるのでしょうか。

教育次長

はい、そうなります。

川原委員

7月1日から23日まではどうなるのか。

条文上の夏季期間中に限り午後8時までということは、この期間は行かれなくてよいのか。

教育次長

7月1日から夏休み前の日までは、通常、先生方も学校に午後7時半過ぎまではいますので、この間は学校で施錠管理が対応可能ということであり、7月1日から1学期の終了までの間は、学校で対応していただくという内容です。

長下委員

施錠業務という内容は、学校施設を全部見て回れる内容か。

教育次長

中学校の施錠については、最後の施錠だけの対応になります。

長下委員

例えば中学校で、その時間以降も先生が残っていると、それより早く閉めて帰られるということへの対応はどうなるのか。

教育次長

学校では、先生方が退去していただかないといけない時間帯がございますので、そういったことを加味しながら、施錠を午後8時にするということになります。

長下委員

管理人が施錠するまでは、誰かが学校にいることになるのか？

教育次長

学校に、その時間まで先生や誰かがいないといけないということではなく、午後7時30分以前に、既に学校にはカギが掛かっている状態であり、職員室の状況など一応は確認をし、施錠して、最後に玄関を施錠して夜間警備のセキュリティを設定するという形になります。

長下委員

教育センター分室の管理は、何人の方で行われているのか。

教育次長

今現在、総合会館も含めて、3名の管理人で交代をしており、教育センター分室と総合会館を1日2人勤務となっています。

教育長

この議案の内容では、学校の施設は見えない部分ですが、教育センター分室の利用時間を短縮するということになります。

他に質問ないでしょうか？

山口委員

教育センター分室や図書室の利用で、午後 7 時半頃の利用者は少なかったのか。

教育次長

現在の状況として、その時間での図書室の利用は殆どありませんが、分室の会議室等の利用はたまにありますが、午後 7 時過ぎには終わっており、現在は 1 サークルが利用され、片付け等を含め 7 時半までには退出されている状況です。

また、図書返却では、閉館ギリギリに来られることもあります。これまでの対応でも、閉館後は総合会館の管理人室に返却して頂くような対応も取っているところです。

教育長

他に質問ありませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから議案第 17 号 東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部改正についての承認を求めます。

お諮りします。提案の通り承認することにご異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第 17 号 東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部改正については、審議の通り承認することに決定いたします。以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

- ① 令和 5 年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会「理事」の選出について

教育次長

長崎県市町村教育委員会連絡協議会から次年度の理事の選出の依頼があつてい
ることを説明する。

(詳細は、資料により説明する。)

【協議結果】

委員の互選の結果、橋本委員を選出することを決定した。

② 令和5年度県市町村教育委員会合同研修会の分科会テーマに関する調査について
教育次長

令和5年度県市町村教育委員会合同研修会の分科会テーマの設定に係る要望調査について説明し、各委員から関心や取り上げて欲しいとするテーマの内容を検討していただきたいとして説明を行う。

なお、分科会テーマの内容検討については、次回3月2日開催の第12回定例教育委員会で協議することとして、2月28日火曜日までに分科会テーマ調査表を委員会まで提出をお願いし、了解を得る。

(詳細は、資料により説明する。)

(4) 報告事項

① 病気休職中の職員に対する「試し出勤」の承認について

教育次長

現在、病気休職中の職員について、東彼杵町職員の円滑な職場復帰支援のための試し出勤実施要項第7条第1項の規定に基づく試し出勤申請が提出されましたが、この申請に対する教育委員会による試し出勤の実施内容を審査について、書面協議をお願いさせていただきましたが、委員全員から承認するとの回答を2月17日までに頂きましたことを報告いたします。

なお、当該職員は2月20日から試し出勤に取り組んでいることも併せて報告する。

(5) その他

・小学校卒業式への教育委員の出席について

令和4年度の小学校の卒業式については、千綿小学校は教育長が出席するため、彼杵小学校については、教育長代理として川原委員が出席することを決定する。

17時30分閉会

議事録署名

令和5年4月3日

教育委員

山口直登

教育長

粒崎秀人